

平成25年4月9日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 組澤 久

平成24年(ハ)第56号 差押債権取立請求事件

口頭弁論終結日 平成25年3月12日

判 決

[REDACTED]
原 告 [REDACTED]

同代表者町長 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 [REDACTED]

花 輪 仁 士

東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

被 告

アコム株式会社

同代表者代表取締役

木 下 盛 好

同訴訟代理人

鈴 木 正 俊

主 文

- 1 被告は、原告に対し、20万9634円及びうち19万4712円に対する平成23年6月25日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

主文第1項掲記のとおり

第2 事案の概要

本件は、原告が、町県民税等滞納者訴外[A]（以下[A]という。）が貸金業者である被告に支払った利息制限法所定の制限利率を超える支払利息を元金に充当した結果生じた過払金を滞納処分として差し押さえたうえで、当該差押えに伴う取立権に基づき、過払金19万4712円並びに過払金に対する平成2

3年6月24日までの確定利息1万4922円及び平成23年6月25日から支払済みまで民法所定の年5パーセントの利息の各支払を求めた事案である。

1 前提事実

- (1) 原告は、平成23年6月23日当時、[]に対し、税額合計73万0600円、延滞金合計23万9300円及び督促手数料合計5900円の総合計97万5800円の滞納金徴収請求権を有していた（甲3）。
- (2) []は、被告との間で平成14年5月20日金銭消費貸借契約（以下「本件基本契約」という。）を締結し、その後平成23年2月10日まで、別紙計算書の「年月日」欄記載の日に、「借入金額」欄記載の金額を被告から借り入れ、「弁済額」欄記載の金額を弁済した（争いのない事実、以下「本件取引」という。）。
- (3) 被告は、本件取引当時、平成18年法律第115号による改正前の「貸金業の規制等に関する法律」（以下「旧貸金業法」という。）に基づき登録を受けた貸金業を営む株式会社であり、[]は、一般市民であった（弁論の全趣旨）。
- (4) 本件取引に関し、[]と被告間で次のとおりの契約が成立した（乙1, 2）。
- ア 平成21年6月12日現在、残債務が50万9981円（内訳残元金48万3510円、未払利息2万6471円）存在することを確認し、同債務を[]が被告に対し毎月1万円あて分割して支払う。被告は[]に対し未払利息請求権を放棄する。[]が当該分割債務を1回でも怠ったときは期限の利益を喪失し、[]は被告に対し残債務のほか残元金に対する遅延損害金を一括して支払う。[]と被告との間では当該契約に定めるほか本件取引に関しては何ら債権債務がないことを確認する（以下「本件第1和解契約」という。）。
- イ 平成23年4月14日現在、残債務が35万2101円（内訳残元金34万6284円、遅延損害金5817円）存在することを確認し、同債務

を [A] が被告に対し毎月 500円で分割して支払う。被告は [A] に対し遅延損害金請求権を放棄する。[A] が当該分割債務を 1 回でも怠ったときは期限の利益を喪失し、[A] は被告に対し残債務を一括して支払う。[A] と被告との間では当該契約に定めるほか本件取引に関して何ら債権債務がないことを確認する（以下「本件第 2 和解契約」という。）。

(5) 原告は、(1)記載の滞納金を徴収するため、[A] の被告に対する次の請求権について、平成 23 年 6 月 23 日滞納処分による差押えをし、債権差押通知書は同月 24 日被告に送達された（甲 3、4、弁論の全趣旨）。

(2) の弁済により、利息制限法所定の制限利率を超えて支払った部分を残元金に充当した結果発生する過払金及び同過払金に対する債権差押通知書送達日までの年 5 パーセントの割合による利息の各請求権

2 主たる争点及びこれに対する当事者の主張の概要

(1) 本件第 1 和解契約及び本件第 2 和解契約（以下、2 つの契約を同時に示すときは「本件第 1、第 2 和解契約」という。）の各効力

ア 消費者契約法 4 条 1 項 1 号の取消し

（原告の主張）

本件第 1、第 2 和解契約は、事業者である被告と消費者である [A] との間で締結された消費者契約である。本件第 1、第 2 和解契約を締結した各時点で、本件取引は過払いになっており残債務は存在しなかつたにもかかわらず、被告は、[A] に対し、残債務が存在するとの不実の告知をし、これにより [A] は残債務があるものと誤信し、本件第 1、第 2 和解契約締結の各承諾の意思表示をしたものである。残債務額は重要事項であるから、原告は、消費者契約法 4 条 1 項 1 号により、[A] がした前記承諾の意思表示を [A] に代位して取り消す。

イ 消費者契約法 4 条 2 項の取消し

（原告の主張）

被告は、本件第1，第2和解契約を各締結する際、Aに対し、重要事項である未払利息又は遅延損害金の請求権を放棄し、毎月の弁済額も従前より低額の1万円又は500円でよいとのAに有利な事実を告げたが、他方で、Aが各契約締結後、重要事項である残債務額の減少ないし消滅を主張できなくなるという、Aに不利益な事実を故意に告げなかつた。

これによりAは、前記不利益な事実がないと誤認し、本件第1，第2和解契約の各承諾の意思表示をしたものである。原告は、消費者契約法4条2項により、Aがした前記承諾の意思表示をAに代位して取り消す。
(被告の主張)

消費者契約法4条2項は、事業者が契約関係の存在しない消費者を勧誘して、消費者契約を締結させることを想定しており、すでに契約関係にあるAと被告が本件第1，第2和解契約を締結するような場面を想定していない。また本件第1，第2和解契約に定める各残債務額は本件基本契約に基づき算定された金額であるから、同契約の当事者であるAが知り得ないものではなく、Aは利息制限法の内容を知らないことにより引直計算を思い付かなかつたに過ぎない。したがつて、本件には同項の適用はない。

また、被告は、本件第1，第2和解契約を各締結する前に、Aから取引履歴の開示請求を受けたことはなく、本件第1，第2和解契約の各締結により引直計算ができなくなるという不利益な事実は、Aが利息制限法を知らなかつた結果である。したがつて、被告がAに不利益な事実を故意に告げたことにはならない。

ウ 民法96条1項の取消し

(原告の主張)

被告は、本件取引の履歴をもとに利息制限法所定の制限利率に引き直すと過払状態になることを知っていたにもかかわらず、残債務があるかのよ

うに装って[]を欺罔し、同人に本件第1、第2和解契約の各承諾の意思表示をさせたものである。原告は、民法96条1項により、[]がした前記承諾の意思表示を[]に代位して取り消す。

(被告の主張)

過払金返還請求事件の多発が社会的に知られるようになっても、被告は[]から過払金返還の要求を受けたことはなく、また被告が[]に対し過払金の返還について積極的に説明する義務もないから、被告が[]に欺罔行為をしたことにはならない。

エ 民法95条の錯誤無効

(原告の主張)

[]は、本件第1、第2和解契約の各締結当時、本件取引について残債務は存在しないのに存在すると誤信して、同契約について各承諾の意思表示をしたものである。残債務が存在するとの[]の認識が、本件第1、第2和解契約の各締結の動機となっており、したがって、前記錯誤は動機の錯誤に該当するが、残債務の存在を前提に返済方法を定めた[]の意思表示の中に前記動機が默示的に表示されているというべきである。そして前記動機の錯誤は要素の錯誤に当たるから、本件第1、第2和解契約締結についての[]の各承諾の意思表示は民法95条により無効である。

(被告の主張)

本件第1、第2和解契約締結当時、[]は過払金の存在についてさえ知らなかつたのであり、默示とはいえ前記動機が表示されたとはいえないから要素の錯誤には当たらない。

オ 清算条項の消費者契約法10条による無効

(原告の主張)

本件第1、第2和解契約において定めた各清算条項は、消費者契約法10条に定める民法等の規定の適用による場合に比べ、消費者の権利を制限

し消費者に一方的に不利益となる条項であり、かつ、信義則に反する条項であるから無効である。

(被告の主張)

原告は、いかなる法令及び条項の適用による場合に比べ消費者の権利を制限するのか、具体的な法令等についての主張立証をしていない。また、被告は、から従前の支払額では支払が困難であるとの相談を受け、その結果本件第1、第2和解契約の各締結に至ったものであり、したがって、各契約の締結が信義則に反するとはいえない。

カ 民法696条の和解の確定効について

(被告の主張)

は、本件第1、第2和解契約の各締結の際、被告に対し、引直計算による過払金の返還を求める機会があったにもかかわらず、利息制限法を知らなかつたためこれを行わなかつたものであり、かつ、みずから定めた第1和解契約が有効であることを前提に第2和解契約を締結している。このような事情のもとでは、原告が消費者契約法に基づき、の本件第1、第2和解契約の各承諾の意思表示を取り消すことは民法696条に反し許されない。

また、は、本件第1、第2和解契約の各締結当時、利息制限法の内容を知らなかつたことにより、過払金の存在を知らなかつたのであるから、かかる事情のもとでは、原告が本件第1、第2和解契約について各錯誤の無効を主張することは民法696条に反し許されない。

(2) 被告は、悪意の受益者か否か。

(3) 債権差押後に生じる法定利息に差押えの効果は及ぶか。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)について

(1) 原告は、本件第1、第2和解契約の各の承諾の意思表示は民法95

条により錯誤無効であると主張するので、まずこの点を検討する。

証拠（甲1，7，10，乙1，2，弁論の全趣旨）によると、本件基本契約の締結から本件第2和解契約の締結まで、[REDACTED]被告及び原告との間で、次の経緯があったことが認められる。

ア [REDACTED]は、被告から平成14年5月20日借入れをし、その後借入れを繰り返しては遅れることはあっても返済を続けたが、その後返済が苦しくなり、被告の従業員に返済額の相談をしたところ、月々1万円の支払いの話しがまとまり、従業員から「書類を送るから、見てサインをして送り返して欲しい」と言われ、その後被告から平成21年6月12日付けの「契約書」と題する書面2通のほかに、送り状と返信用封筒が同封された封書が送られてきたのでこれを受領し、契約書に残元金48万3510円と記載のあることを確認して署名押印し被告に送り返した。

イ [REDACTED]は、月1万円の支払を続けたが、平成23年3月頃になるとまた返済が苦しくなり被告の従業員に相談したところ、月々5000円の返済で話しがまとまり、その後前と同様の書類作成の催促を受け、被告から平成23年4月14日付けの「示談書」と題する書面2通のほかに、送り状と返信用封筒が同封された封書が送られてきたので受領し、示談書に記載された残元金34万6284円と記載のあることを確認し署名押印し被告に送り返した。

ウ 原告の担当者は、[REDACTED]と平成21年6月頃滞納金についての折衝を始め分納を認めたが、その後も支払いが滞納したので、平成22年5月頃[REDACTED]に電話で催促したところ、被告を含め消費者金融4社に借入れがあることを知り、しばらく様子を見ることにした。担当者は、平成23年2月頃になって[REDACTED]が原告の庁舎を訪れたので再度催促すると、支払いはむずかしいと言うので毎月来庁するよう指導したところ、翌月になると[REDACTED]と連絡がとれなくなった。そこで担当者は、消費者金融4社に対し[REDACTED]との取引

履歴（以下「本件取引履歴」という。）等の開示を求め、被告から同年3月9日に本件取引履歴の開示があり過払いであることを確認し、4社全ての取引履歴の確認ができた段階で被告に差押通知書を、[REDACTED]に差押調書副本を各送付したが、[REDACTED]と連絡が取れたのは同年8月頃になってからであった。

エ [REDACTED]は、本件第1、第2和解契約の各書面に署名押印した時点まで、被告から本件取引履歴の送付を受けたことはなかった。

(2) 前提事実(4)のとおり、[REDACTED]と被告は、本件取引について、平成21年6月12日に、同日現在の残債務額を確認したうえ、支払方法等を定めて紛争を終結するという内容の本件第1和解契約を締結し、その後平成23年4月14日に、同趣旨の本件第2和解契約を締結したものであったが、甲第1及び甲第2号証によると、本件第1和解契約で定めた残債務額は、本件取引履歴をもとに利息制限法所定の制限利率を超える約定利息に基づき計算された金額であったこと、本件第2和解契約で定めた残債務額は、本件第1和解契約で定めた残債務額及び同契約締結後の本件取引履歴をもとに、利息を零とし遅延損害金を同法所定の利率の範囲内で計算した金額であったこと、しかしながら、本件取引履歴をもとに同法所定の制限利率で計算すると、本件取引は、本件第1和解契約締結日現在及び本件第2和解契約締結日現在、それぞれ過払いとなっており残債務は存在しなかったことが認められる。

また、貸金業者から借りては返済する一般市民であった[REDACTED]が、本件取引履歴を被告から本件第1、第2和解契約の各締結時までに受け取らなかったこと、そのような状況で本件第1、第2和解契約に関する契約書又は示談書と題する書面に記載された残債務額について被告の従業員に確認もせず署名押印したうえ同書面を被告に送付していることにかんがみると、[REDACTED]は、旧貸金業法及び利息制限法の法的知識に欠け、前記各残債務額が存在すると認識し、本件第1、第2和解契約を各締結したことが認められる。

この点について被告は、平成23年3月頃、本件取引履歴を原告に開示しているから、その頃には、原告の担当者が[A]に過払いの事実を説明したはずであり、したがって本件第2和解契約締結前には、[A]は過払いの事実を知っていた旨主張するが、しかしながら、原告の担当者は、被告から本件取引履歴の開示を受けた時点より前である平成23年3月頃から[B]と連絡がつかなくなり、その状態は本件第2和解契約締結後の同年8月頃まで続いたこと、[A]が過払いの事実を知っていたと仮定した場合に、そのような[A]があえて残債務の存在を前提にその支払方法について和解することは通常想定できないことにかんがみると、被告の前記主張は採用できない。

そうすると、[A]は、本件第1、第2和解契約に関する書面に記載された各残債務額が存在するものと認識し、それが動機となって各残債務額を前提にその支払方法等について合意する内容の本件第1、第2和解契約を各締結したということができ、ところが実際は、同契約締結当時すでに本件取引について各残債務は存在しなかったというのであるから、同契約締結の動機となった各残債務の存在について[A]に錯誤があったと解せられる。

(3) ところで、原告は、本件第1、第2和解契約の内容である各残債務額を前提にした[A]の返済方法の意思表示には、前記動機が[B]から被告に默示的に表示されたと主張する。動機が默示的に相手方に表示されたといえるには、動機の表示を推認できる具体的な事実の存在が必要であり；前記[A]の返済方法についての意思表示をもって、前記[A]の動機が被告に表示されたといえるか疑問なしとしない。しかしながら、本件第1、第2和解契約についての[A]の各承諾の意思表示は民法95条により無効であると解するのが相当である。その理由は次のとおりである。

ア 表意者の動機が相手方に表示されて意思表示の内容となつたが、その動機に錯誤があり、かつ、その錯誤が要素の錯誤に該当する場合、表意者の意思表示は民法95条により無効となると解されるが、この理由は、表意

者の動機に錯誤がある場合にその意思表示を有効と解することによる表意者の不利益と、動機が相手方に表示され相手方が表意者の動機を認識したうえで法律関係に入ったような場合には、表意者の意思表示を無効と解しても取引の安全を害することはないという、表意者の保護と取引の安全との均衡を図ることにある。

そうすると、表意者の動機が相手方に表示されたかどうか必ずしも明らかでない場合でも、法律関係に入る前に相手方が表意者の動機を知っているなど、動機が相手方に表示されたと同視できるような事情、すなわち、表意者の保護と相手方の取引の安全とを比較して表意者の保護を図る事情がある場合には、動機に錯誤がある表意者の意思表示は民法95条により無効になる場合があると解するのが当事者間の公平に合致すると解せられる。

イ そこで本件第1、第2和解契約を各締結した際の被告の事情を検討するに、第1和解契約の締結日である平成21年6月12日現在及び同日以降においては、旧貸金業法43条1項が適用される判決例は皆無に等しい状況にあったのであり（当裁判所に顕著な事実、本件でも被告は同項の主張はしていない。），このような状況及び弁論に現れた被告の対応状況によれば、貸金業を営む法人の登録業者である被告の従業員は、本件第1、第2和解契約の各締結当时、本件取引の過払金の額について明確な認識があったのかどうかはともかく、少なくともその時点で各残債務はなく過払金が発生していること、そのことについて[A]が気が付いていないことを認識したうえ、同項を適用した各残債務額を[B]に提示したことが認められる。そうすると、被告の従業員は、本件第1、第2和解契約を各締結する際には、各残債務の存在を前提に各契約を締結するとの[C]の動機を認識していたものと認めることができ、したがって、各契約を締結するに際し、前記動機が[D]から被告に表示されたと同視できる事情があったと解する

ことができる。

そして、[REDACTED]は、前記動機について錯誤がなければ（本件第1，第2和解契約の各締結当時、本件取引について各残債務がないことを知つていれば）、同契約の締結をしなかつたことは明らかであるから、[REDACTED]の前記動機の錯誤は要素の錯誤と評価することができる。

ウ 被告は、原告の錯誤無効の主張は民法696条に反し許されないと主張する。しかしながら、本件第1，第2和解契約の各締結当時、[REDACTED]と被告との間では、各残債務額について争点になっていたわけではなく、[REDACTED]は、被告の従業員の提示する各残債務額が存在するものと信じ、その支払方法等について合意し本件第1，第2和解契約を各締結したということができる。したがって、その後、紛争事項になつてない各残債務額の存在について錯誤があり、その結果本件第1，第2和解契約を各締結したような場合には民法696条の適用はないといふべきである。

また、被告は、本件基本契約の当事者でない原告が同契約に関してなされた本件第1，第2和解契約について錯誤無効を主張することはできないと主張するが、過払金等について取立権を取得した原告が被差押債権にかかる契約の錯誤無効を主張し得るといふべきである。いずれも被告の主張は採用できない。

エ そうすると、本件第1，第2和解契約についての各[REDACTED]の承諾の意思表示は民法95条により無効であると解するのが相当である。

2 争点(2)について

貸金業者が利息制限法所定の制限利率を超える部分（以下「制限超過部分」という。）を利息の債務として受領したが、その受領につき旧貸金業法43条1項の適用が認められない場合、貸金業者は、同項の適用があるとの認識をしており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、民法704条の「悪意の受益者」

であると推定される(最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決 平成17年(受)第1970号)。

本件取引において、[REDACTED]が被告に支払った弁済額は制限超過部分を超えており、被告はこれを利息の債務として受領したものであり、かつ、その受領につき同項の適用が認められる事情はないから、被告は悪意の受益者と推定される。そして被告は、前記特段の事情に関する具体的な立証をしないので、民法704条の「悪意の受益者」と認められる。

3 争点(3)について

前提事実によれば、原告は、[REDACTED]が被告に対して有する過払金(不当利得金)返還請求権及びこれに対する差押通知書送達日までの民法704条前段所定の年5パーセントの割合による法定利息の請求権を差し押さえたというのであるから、地方税法が準用する国税徴収法52条2項ただし書により、原告の差押えは、差押え後の法定利息に及んでいると解するのが相当である。

4 以上を前提に本件取引について充当計算すると、別紙計算書のとおり、平成23年6月24日の時点で、過払金19万4712円、確定利息1万4922円のほか、同過払金に対する平成23年6月25日から支払済みまで年5パーセントの割合による利息の各請求権が発生していることになる。

5 被告は、本件差押えは違法な行政処分によるものであり無効であるなどとする主張するが、原告は、地方税法が準用する国税徴収法の規定に基づき、[REDACTED]に対して有する滞納した町県民税等の支払請求権により、[REDACTED]が被告に対し支払を求めることができる前記過払金(不当利得金)及び法定利息について差し押さえ、債権差押通知書は第三債務者である被告に送達されて差押えの効力が生じており、原告の前記差押えは有効であり、取立権が発生しているというべきである。その他、原告の前記差押えを無効とする事情はない。

6 結論

よって、その余の点を判断するまでもなく、原告の請求は理由があるからこ

れを認容することとし、主文のとおり判決する。

鰐沢簡易裁判所

裁判官 小中澤謙三

(別紙)

算書

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	H14.5.20	40,000		0.2				40,000		
2	H14.5.20		3,000	0.2	0	0	0	37,000	0	0
3	H14.5.24	40,000		0.2	4	81	81	77,000	0	0
4	H14.5.24	50,000		0.18	0	0	81	127,000	0	0
5	H14.5.27		40,000	0.18	3	187	0	87,268	0	0
6	H14.5.27		3,000	0.18	0	0	0	84,268	0	0
7	H14.6.30		30,000	0.18	34	1,412	0	55,680	0	0
8	H14.6.30		5,000	0.18	0	0	0	50,680	0	0
9	H14.7.5	40,000		0.18	5	124	124	90,680	0	0
10	H14.7.6	100,000		0.18	1	44	168	190,680	0	0
11	H14.8.5		30,000	0.18	30	2,821	0	163,669	0	0
12	H14.8.25	40,000		0.18	20	1,614	1,614	203,669	0	0
13	H14.8.26	50,000		0.18	1	100	1,714	253,669	0	0
14	H14.8.26	40,000		0.18	0	0	1,714	293,669	0	0
15	H14.9.8		25,000	0.18	13	1,882	0	272,265	0	0
16	H14.9.15	22,000		0.18	7	939	939	294,265	0	0
17	H14.10.14		20,000	0.18	29	4,208	0	279,412	0	0
18	H14.10.14	10,000		0.18	0	0	0	289,412	0	0
19	H14.11.17		29,000	0.18	34	4,852	0	265,264	0	0
20	H14.12.18		20,000	0.18	31	4,055	0	249,319	0	0
21	H15.1.20		19,000	0.18	33	4,057	0	234,376	0	0
22	H15.1.20	20,000		0.18	0	0	0	254,376	0	0
23	H15.1.21	30,000		0.18	1	125	125	284,376	0	0
24	H15.2.20		34,000	0.18	30	4,207	0	254,708	0	0
25	H15.3.16	80,000		0.18	24	3,014	3,014	334,708	0	0
26	H15.3.21	20,000		0.18	5	825	3,839	354,708	0	0
27	H15.3.21	20,000		0.18	0	0	3,839	374,708	0	0
28	H15.3.26		22,000	0.18	5	923	0	357,470	0	0
29	H15.4.26	20,000		0.18	31	5,464	5,464	377,470	0	0
30	H15.4.30		22,000	0.18	4	744	0	361,678	0	0
31	H15.5.4	14,000		0.18	4	713	713	375,678	0	0
32	H15.6.2		32,000	0.18	29	5,372	0	349,763	0	0
33	H15.6.24	20,000		0.18	22	3,794	3,794	369,763	0	0
34	H15.6.24	2,000		0.18	0	0	3,794	371,763	0	0
35	H15.7.6		25,000	0.18	12	2,200	0	352,757	0	0
36	H15.7.20	6,000		0.18	14	2,435	2,435	358,757	0	0
37	H15.7.20	5,000		0.18	0	0	2,435	363,757	0	0
38	H15.7.20	4,000		0.18	0	0	2,435	367,757	0	0
39	H15.8.8		22,000	0.18	19	3,445	0	351,637	0	0
40	H15.8.8	10,000		0.18	0	0	0	361,637	0	0
41	H15.8.8	50,000		0.18	0	0	0	411,637	0	0
42	H15.8.14	50,000		0.18	6	1,217	1,217	461,637	0	0
43	H15.9.7		30,000	0.18	24	5,463	0	438,317	0	0
44	H15.9.7	20,000		0.18	0	0	0	458,317	0	0
45	H15.10.13		30,000	0.18	36	8,136	0	436,453	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
46	H15.11.16		40,000	0.18	34	7,318	0	403,771	0	0
47	H15.12.21		42,000	0.18	35	6,969	0	368,740	0	0
48	H16.1.19	60,000		0.18	29	5,264	5,264	428,740	0	0
49	H16.1.19	10,000		0.18	0	0	5,264	438,740	0	0
50	H16.1.26		30,000	0.18	7	1,510	0	415,514	0	0
51	H16.2.10	24,000		0.18	15	3,065	3,065	439,514	0	0
52	H16.2.28		31,000	0.18	18	3,890	0	415,469	0	0
53	H16.3.6	10,000		0.18	7	1,430	1,430	425,469	0	0
54	H16.3.6	9,000		0.18	0	0	1,430	434,469	0	0
55	H16.4.4		20,000	0.18	29	6,196	0	422,095	0	0
56	H16.4.12		26,000	0.18	8	1,660	0	397,755	0	0
57	H16.4.15	30,000		0.18	3	586	586	427,755	0	0
58	H16.5.17		24,000	0.18	32	6,731	0	411,072	0	0
59	H16.5.24	1,000		0.18	7	1,415	1,415	412,072	0	0
60	H16.5.24	10,000		0.18	0	0	1,415	422,072	0	0
61	H16.6.5		120,000	0.18	12	2,490	0	305,977	0	0
62	H16.6.5		100,000	0.18	0	0	0	205,977	0	0
63	H16.6.5		100,000	0.18	0	0	0	105,977	0	0
64	H16.6.18	50,000		0.18	13	677	677	155,977	0	0
65	H16.7.7	20,000		0.18	19	1,457	2,134	175,977	0	0
66	H16.7.7	30,000		0.18	0	0	2,134	205,977	0	0
67	H16.7.11		20,000	0.18	4	405	0	188,516	0	0
68	H16.7.11	20,000		0.18	0	0	0	208,516	0	0
69	H16.7.30	30,000		0.18	19	1,948	1,948	238,516	0	0
70	H16.8.9		30,000	0.18	10	1,173	0	211,637	0	0
71	H16.8.30	50,000		0.18	21	2,185	2,185	261,637	0	0
72	H16.8.30	30,000		0.18	0	0	2,185	291,637	0	0
73	H16.9.2	20,000		0.18	3	430	2,615	311,637	0	0
74	H16.9.12		22,000	0.18	10	1,532	0	293,784	0	0
75	H16.9.17	10,000		0.18	5	722	722	303,784	0	0
76	H16.9.17	2,000		0.18	0	0	722	305,784	0	0
77	H16.9.25	50,000		0.18	8	1,203	1,925	355,784	0	0
78	H16.10.10		25,000	0.18	15	2,624	0	335,333	0	0
79	H16.10.11	50,000		0.18	1	164	164	385,333	0	0
80	H16.11.10		35,000	0.18	30	5,685	0	356,182	0	0
81	H16.12.5	40,000		0.18	25	4,379	4,379	396,182	0	0
82	H16.12.12		30,000	0.18	7	1,363	0	371,924	0	0
83	H17.1.15		30,000	0.18	34	6,226	0	348,150	0	0
84	H17.1.15	10,000		0.18	0	0	0	358,150	0	0
85	H17.1.15	28,000		0.18	0	0	0	386,150	0	0
86	H17.2.10		30,000	0.18	26	4,951	0	361,101	0	0
87	H17.2.13	20,000		0.18	3	534	534	381,101	0	0
88	H17.3.17		16,000	0.18	32	6,014	0	371,649	0	0
89	H17.3.19	1,000		0.18	2	366	366	372,649	0	0
90	H17.3.19	2,000		0.18	0	0	366	374,649	0	0
91	H17.4.12		16,000	0.18	24	4,434	0	363,449	0	0
92	H17.4.16	6,000		0.18	4	716	716	369,449	0	0
93	H17.5.17		16,000	0.18	31	5,648	0	359,813	0	0
94	H17.5.17	3,000		0.18	0	0	0	362,813	0	0
95	H17.6.16		16,000	0.18	30	5,367	0	352,180	0	0
96	H17.6.16	5,000		0.18	0	0	0	357,180	0	0
97	H17.7.17		16,000	0.18	31	5,460	0	346,640	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
98	H17.7.17	4,000		0.18	0	0	0	350,640	0	0
99	H17.8.14		26,000	0.18	28	4,841	0	329,481	0	0
100	H17.8.25	10,000		0.18	11	1,787	1,787	339,481	0	0
101	H17.9.18		17,000	0.18	24	4,017	0	328,285	0	0
102	H17.9.18	10,000		0.18	0	0	0	338,285	0	0
103	H17.10.10		19,000	0.18	22	3,670	0	322,955	0	0
104	H17.10.12	10,000		0.18	2	318	318	332,955	0	0
105	H17.11.12		16,000	0.18	31	5,090	0	322,363	0	0
106	H17.11.12	3,000		0.18	0	0	0	325,363	0	0
107	H17.12.12		16,000	0.18	30	4,813	0	314,176	0	0
108	H17.12.12	6,000		0.18	0	0	0	320,176	0	0
109	H18.1.14		16,000	0.18	33	5,210	0	309,386	0	0
110	H18.1.15	4,000		0.18	1	152	152	313,386	0	0
111	H18.2.15		16,000	0.18	31	4,790	0	302,328	0	0
112	H18.2.16	4,000		0.18	1	149	149	306,328	0	0
113	H18.3.15		20,000	0.18	27	4,078	0	290,555	0	0
114	H18.3.15	9,000		0.18	0	0	0	299,555	0	0
115	H18.4.7		25,000	0.18	23	3,397	0	277,952	0	0
116	H18.4.24	10,000		0.18	17	2,330	2,330	287,952	0	0
117	H18.4.25	7,000		0.18	1	142	2,472	294,952	0	0
118	H18.5.11		20,000	0.18	16	2,327	0	279,751	0	0
119	H18.5.12	7,000		0.18	1	137	137	286,751	0	0
120	H18.6.14		15,000	0.18	33	4,666	0	276,554	0	0
121	H18.6.14	3,000		0.18	0	0	0	279,554	0	0
122	H18.7.16		22,000	0.18	32	4,411	0	261,965	0	0
123	H18.7.19	10,000		0.18	3	387	387	271,965	0	0
124	H18.8.19		20,000	0.18	31	4,157	0	256,509	0	0
125	H18.8.19	3,000		0.18	0	0	0	259,509	0	0
126	H18.8.31	4,000		0.18	12	1,535	1,535	263,509	0	0
127	H18.9.17		20,000	0.18	17	2,209	0	247,253	0	0
128	H18.9.17	9,000		0.18	0	0	0	256,253	0	0
129	H18.10.15		16,000	0.18	28	3,538	0	243,791	0	0
130	H18.10.15	6,000		0.18	0	0	0	249,791	0	0
131	H18.11.16		16,000	0.18	32	3,941	0	237,732	0	0
132	H18.11.16	4,000		0.18	0	0	0	241,732	0	0
133	H18.12.10		20,000	0.18	24	2,861	0	224,593	0	0
134	H18.12.10	10,000		0.18	0	0	0	234,593	0	0
135	H19.1.14		17,000	0.18	35	4,049	0	221,642	0	0
136	H19.1.14	4,000		0.18	0	0	0	225,642	0	0
137	H19.2.18		20,000	0.18	35	3,894	0	209,536	0	0
138	H19.3.24		18,000	0.18	34	3,513	0	195,049	0	0
139	H19.4.29		20,000	0.18	36	3,462	0	178,511	0	0
140	H19.6.4		15,000	0.18	36	3,169	0	166,680	0	0
141	H19.6.4	10,000		0.18	0	0	0	176,680	0	0
142	H19.6.4	10,000		0.18	0	0	0	186,680	0	0
143	H19.7.8		20,000	0.18	34	3,130	0	169,810	0	0
144	H19.7.8	5,000		0.18	0	0	0	174,810	0	0
145	H19.8.10		20,000	0.18	33	2,844	0	157,654	0	0
146	H19.8.10	10,000		0.18	0	0	0	167,654	0	0
147	H19.8.23	2,000		0.18	13	1,074	1,074	169,654	0	0
148	H19.9.14		20,000	0.18	22	1,840	0	152,568	0	0
149	H19.9.14	7,000		0.18	0	0	0	159,568	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
150	H19.10.17		20,000	0.18	33	2,596	0	142,164	0	0
151	H19.10.17	7,000		0.18	0	0	0	149,164	0	0
152	H19.11.18		17,000	0.18	32	2,353	0	134,517	0	0
153	H19.11.18	5,000		0.18	0	0	0	139,517	0	0
154	H19.12.28		21,000	0.18	40	2,752	0	121,269	0	0
155	H19.12.29	4,000		0.18	1	59	59	125,269	0	0
156	H19.12.30	2,000		0.18	1	61	120	127,269	0	0
157	H20.2.1		20,000	0.18	33	2,065	0	109,454	0	0
158	H20.2.1	7,000		0.18	0	0	0	116,454	0	0
159	H20.3.7		20,000	0.18	35	2,004	0	98,458	0	0
160	H20.3.7	7,000		0.18	0	0	0	105,458	0	0
161	H20.4.10		18,000	0.18	34	1,763	0	89,221	0	0
162	H20.4.10	5,000		0.18	0	0	0	94,221	0	0
163	H20.5.13		20,000	0.18	33	1,529	0	75,750	0	0
164	H20.5.26	8,000		0.18	13	484	484	83,750	0	0
165	H20.6.16		20,000	0.18	21	864	0	65,098	0	0
166	H20.6.16	3,000		0.18	0	0	0	68,098	0	0
167	H20.6.18	4,000		0.18	2	66	66	72,098	0	0
168	H20.7.31		20,000	0.18	43	1,524	0	53,688	0	0
169	H20.7.31	2,000		0.18	0	0	0	55,688	0	0
170	H20.8.14	2,000		0.18	14	383	383	57,688	0	0
171	H20.9.30		24,000	0.18	47	1,333	0	35,404	0	0
172	H20.11.4		20,000	0.18	35	609	0	16,013	0	0
173	H20.12.9		20,000	0.18	35	275	0	-3,712	0	0
174	H21.1.30		20,000	0.18	52	0	0	-23,712	-26	-26
175	H21.3.31		22,000	0.18	60	0	0	-45,712	-194	-220
176	H21.6.22			0.146	83	0	0	-45,712	-519	-739
177	H21.7.3		10,000	0.146	11	0	0	-55,712	-68	-807
178	H21.8.1		10,000	0.146	29	0	0	-65,712	-221	-1,028
179	H21.9.4		12,000	0.146	34	0	0	-77,712	-306	-1,334
180	H21.10.10		1,000	0.146	36	0	0	-78,712	-383	-1,717
181	H21.11.3		10,000	0.146	24	0	0	-88,712	-258	-1,975
182	H21.12.3		10,000	0.146	30	0	0	-98,712	-364	-2,339
183	H22.1.1		10,000	0.146	29	0	0	-108,712	-392	-2,731
184	H22.3.3		20,000	0.146	61	0	0	-128,712	-908	-3,639
185	H22.4.2		10,000	0.146	30	0	0	-138,712	-528	-4,167
186	H22.4.30		10,000	0.146	28	0	0	-148,712	-532	-4,699
187	H22.6.10		2,000	0.146	41	0	0	-150,712	-835	-5,534
188	H22.7.3		10,000	0.146	23	0	0	-160,712	-474	-6,008
189	H22.8.8		1,000	0.146	36	0	0	-161,712	-792	-6,800
190	H22.9.8		5,000	0.146	31	0	0	-166,712	-686	-7,486
191	H22.10.10		5,000	0.146	32	0	0	-171,712	-730	-8,216
192	H22.10.31		10,000	0.146	21	0	0	-181,712	-493	-8,709
193	H22.12.3		10,000	0.146	33	0	0	-191,712	-821	-9,530
194	H23.1.16		2,000	0.146	44	0	0	-193,712	-1,155	-10,685
195	H23.2.10		1,000	0.146	25	0	0	-194,712	-663	-11,348
196	H23.6.24		0	0.146	134	0	0	-194,712	-3,574	-14,922
197				0.146	0	0	0	0	0	0
198				0.146	0	0	0	0	0	0
199				0.146	0	0	0	0	0	0
200				0.146	0	0	0	0	0	0
201				0.146	0	0	0	0	0	0

これは正本である。

平成25年4月9日

鰍沢簡易裁判所民事訴訟係

裁判所書記官 組澤

